

ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について

I. 基本方針

平成 15 年 7 月 1 日付けで食品安全委員会に対し清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価を依頼した化学物質（農薬を除く）について、食品健康影響評価及び水道法に基づく水質基準（以下「水質基準」という。）等の見直しの状況を踏まえ、逐次改正方式でミネラルウォーター類に係る成分規格の設定等を検討する。

なお、食品安全委員会に対し食品健康影響評価を依頼していない物質等であっても、最新の知見に照らし、人の健康保護の観点から必要と判断されるものについては、適宜、成分規格の設定等を検討する。

II. ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格設定方針

現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原水基準をもとに、以下の方針に従って成分規格に設定する項目の選定及び基準値の設定等を行う。

1. 項目の選定

(1) 健康関連項目

- ① 水質基準及び水質基準を補完する意味で水道水に関して設定されている水質管理目標（以下「水質管理目標」という。）において、人の健康の保護の観点からの評価値に基づき基準値等が設定されている項目（以下「健康関連項目」という。）のうち、水質基準とされている項目については、成分規格の項目として選定する。
- ② 健康関連項目であって、水質管理目標設定項目とされており、かつ、WHO 飲料水水質ガイドラインにおいてガイドライン値が設定されている項目については、成分規格の項目として選定する。

(2) 性状関連項目

- ① 水質基準及び水質管理目標において、水の性状の観点からの評価値に基づき基準値等が設定されている項目（以下「性状関連項目」という。）については、原則として成分規格の項目として選定しない。
- ② ただし、性状関連項目であっても、以下の項目については、成分規格の項目としての選定を検討する。
 - ・ 水質基準又は水質管理目標及び WHO 飲料水水質ガイドラインにおいて、人の健康の保護の観点からの評価値等が算出されている項目（銅、残留塩素）
 - ・ 「水道水質に関する基本的な指標」又は「水質汚染に関する総括的な指標」との位置付けで水質基準とされている項目（味、臭気、色度、濁度、有機物）

2. 基準値の設定

原則として、水質基準等の設定の考え方に準じ、以下に従って基準値を設定する。ただし、水質基準等において、人の健康の保護の観点から例外的な評価がなされている場合は、個別に考慮する。

(1) 健康関連項目

- ① 耐容一日摂取量（TDI）等の閾値が設定される物質については、基本的には、他の食品からの寄与を考慮した以下の条件で対象物質の 1 日暴露量が TDI を超えないような評価値を算出し、基準値とする。
 - ・ 人が 1 日に飲用する水の量：2 L
 - ・ 人の平均体重：50 kg
 - ・ 水経由の暴露割合として TDI の 10%（消毒副生成物については 20%、浄水処理に直接使用される消毒剤又はその分解副生成物については 80%）
- ② 遺伝毒性が関与する発がん物質等、閾値が設定されない物質については、基本的には、発がんユニットリスクから発がんリスクレベル 10^{-5} となるような評価値を算出し、基準値とする。

- ③ 閾値が設定される場合及び閾値が設定されない場合の双方の観点から評価が行われている物質については、①及び②の二通りの方法で評価値を算出し、より低い方の評価値を基準値とする。

(2) 性状関連項目

- ① 人の健康の保護の観点からの評価が実施されている項目については、その評価値を基準値として設定することを検討する。
- ② 「水道水質に関する基本的な指標」又は「水質汚染に関する総括的な指標」との位置付けで水質基準とされている項目については、その水質基準値を基準値として設定することを検討する。

Ⅲ. ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の成分規格設定方針

現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準をもとに、原則としてコーデックスのナチュラルミネラルウォーター規格に準拠し、成分規格に設定する項目の選定及び基準値の設定等を行う。

Ⅳ. 今次改正における検討結果

上記方針に従い、食品安全委員会に対し食品健康影響評価を依頼した化学物質 48 項目のうち 23 項目について、表 1 及び表 2 の検討に従いミネラルウォーター類における成分規格の設定等を行うとともに、食品安全委員会に対し食品健康影響評価を依頼していない化学物質等 15 項目について、表 3 及び表 4 の検討に従いミネラルウォーター類における成分規格の見直しを行う。

なお、上記改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」及び「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格案を表 5 及び表 6 に示す。